平成２３年（フ）第３００２号
札幌市白石区中央３条６丁目４番30号　白石中央クラブハウス201号
債務者　岩井　陽二
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０１２号
札幌市白石区平和通10丁目南６番５号　旭コーポ２階Ｂ号
債務者　早坂志津代
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０８６号
札幌市中央区南８条西17丁目２番27―106号
債務者　斉藤　由香（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６３号
群馬県高崎市八千代町３丁目16番20号　プラザタジマ104号
債務者　麻生　英久
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３７５号
群馬県富岡市野上809番地
債務者　大河原佐由吏
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４３７号
静岡県駿東郡長泉町中土狩698番地の１　グリーンハイム土屋105号
債務者　大川　靖雄
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４５０号
静岡県御殿場市東田中1127番地の３　α－Ｓｔａｇｅ203、前住所東京都多摩市和田479番地の１　クリームコーポ101
債務者　葛西　憲彦
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４５５号
静岡県沼津市大岡1431番地の51　シャリエ大岡公園1009号
債務者　多久島了子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
愛知県豊橋市天伯町字竜ヶ丘125番地の５、従前の住所愛知県豊橋市野依町字花ノ木127番地の１
債務者　山田　恒子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５３７号
大阪府松原市天美西１丁目21番15―503号、前住所大阪府松原市天美東９丁目14番47―206号
債務者　小柳　栄子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０５９号
堺市北区百舌鳥梅町３丁34番地９　トリヴァンベール松川105号
債務者　三浦晋太郎
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１９０号
大阪府羽曳野市島泉９丁目14番８号
債務者　大川　孝規
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１９１号
大阪府羽曳野市島泉９丁目14番８号
債務者　リラクゼーションぽぷしこと　大川志津香
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２６１号
堺市中区深井清水町3780番地レインボー深井２―Ｃ、前住所堺市中区深井清水町3405番地コーポ中野Ａ―102号
債務者　古賀　京美
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２８１号
大阪府高石市西取石７―13―５　マンションナシマ508、住民票上の住所大阪府高石市取石２丁目13番26号
債務者　谷口　葉子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２９０号
堺市南区城山台２丁３番18―207号
債務者　菅野真里子（旧姓十代）
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３３０号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番30―302号、前住所大阪府羽曳野市碓井４丁目12番１号
債務者　局　　弘二
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係